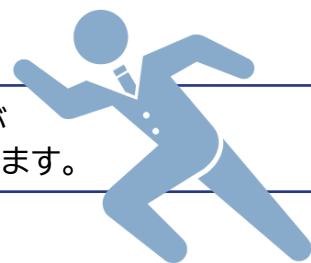


特定求職者雇用開発助成金

就職氷河期世代安定雇用実現コース



就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象労働者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されます。

チェック項目

- ✓ 雇用保険の適用事業主であること。
- ✓ 対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。）として雇用することが確実であると認められること。
- ✓ 対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと。
- ✓ 基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと。（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
- ✓ 対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること。（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

対象となる労働者

- ① 雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方
- ② 正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ③ ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方
- ④ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方



助成額

対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

支給までの流れ

- ① ハローワーク等からの紹介
- ② ハローワーク等からの紹介
- ③ 対象労働者の雇入れ
- ④ 助成金の第1期支給申請
- ⑤ 助成金の第1期支給（第1期）
ハローワークによる
支給・不支給決定（第1期）
- ⑥ 助成金の第2期支給申請
- ⑦ 助成金の第2期支給（第2期）
ハローワークによる
支給・不支給決定（第2期）
- ⑧ 助成金の第2期支給（第2期）